

令和2年9月11日
 調査及び立法考査局
 政治議会調査室・課

デンマーク及びノルウェーにおける定数配分制度

1 面積を加味した定数配分

G20 及び台湾では、面積を加味して各選挙区の定数を決定している例は確認できない。G20 には含まれないが、先進国の中では、北欧のデンマーク及びノルウェーにおいて定数決定の際に面積等が考慮されている。両国における定数配分制度に共通して見られる特徴として、①面積等人口以外の考慮要素を憲法で規定していること、②人口等に面積に一定数を乗じて得られる数を加え、その合計値に比例して定数配分を行うこと等が挙げられる。両国の定数配分制度等の概要は、以下のとおりである。

2 デンマーク

デンマークは一院制である。議会の定数は179人、任期は4年で、選挙制度は非拘束名簿式比例代表制を採用している¹。議会の定数配分については、まず憲法第31条第3項が、住民の数、選挙人の数及び人口密度の3点を考慮要素として規定している。この憲法の規定を受け、議会選挙法第10条第2項が、各選挙区等の①人口、②直近の総選挙における選挙人数及び③面積（平方キロメートル）を20倍した数を合計して得られる数（①+②+③）に比例して、定数配分を行う旨を定めている。

3 ノルウェー

ノルウェーもデンマークと同様に一院制である。議会の定数は169人、任期は4年で、選挙制度は非拘束名簿式比例代表制を採用している²。議会の定数配分については、まず憲法第57条第5項が、各選挙区の住民数及び面積と、国全体の住民数及び面積との比率に基づいて決定すると定め、定数配分の際には、住民は一人当たり1ポイント、面積は1平方キロメートル当たり1.8ポイントとして計算する旨を規定している。この憲法の規定を受け、選挙法第11-3条が、①各選挙区における住民数に②各選挙区的面積（平方キロメートル）を1.8倍した数を加えて得られる数（①+②）に比例して、定数配分を行う旨を定めている。

- ・資料1 佐藤令「諸外国における選挙区割りの見直し」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』782号, 2013.4.4, p.3.
- ・資料2 読売新聞政治部編著『基礎からわかる選挙制度改革』信山社, 2014, p.193.

¹ “Denmark General Elections 5 June 2019, ODIHR Needs Assessment Mission Report 25-29 March 2019,” 10 May 2019. OSCE Website <https://www.osce.org/files/f/documents/4/d/419231_0.pdf>

² “Norway Parliamentary Elections 11 September 2017, OSCE/ODIHR Election Expert Team Report,” 4 December 2017. OSCE Website <<https://www.osce.org/files/f/documents/3/a/360336.pdf>>